

岡崎市成年後見支援センター 運営委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、岡崎市成年後見支援センター設置及び運営に関する規程第6条の規定に基づき設置される岡崎市成年後見支援センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 運営委員会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 岡崎市成年後見支援センターの設置運営に関すること。
- (2) 岡崎市成年後見支援センターの事業に関すること。
- (3) 関係機関等との連携に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要な事項の検討に関すること。

(組織)

第3条 運営委員会は委員11名以内をもって組織する。

2 委員は、次に挙げる者のうちから、岡崎市社会福祉協議会長(以下「会長」という。)が委嘱する。

- (1) 法律関係者
- (2) 医療関係者
- (3) 学識関係者
- (4) 福祉関係者
- (5) 関係行政機関の職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 運営委員会に委員長及び副委員長を各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、運営委員会を代表するとともに、運営委員会の会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の守秘義務)

第6条 委員は、その職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その職務を退いたあとも同様とする。

(庶務)

第7条 運営委員会の庶務は、岡崎市成年後見支援センターにおいて処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は会長が定める。

附則

- 1 この要綱は、平成28年7月1日から施行する。
- 2 第4条に掲げる委員の任期については、初年度当初は平成28年7月1日から平成30年3月31日までとし、平成30年4月1日以降については、2年の任期とする。